

## 宝くじの助成金で整備

■教育課文化財保護係 ☎(64) 8324

(一財)自治総合センターでは、宝くじの収益金で地域をより良くするため、住民の活動(コミュニティ活動)に必要な備品の購入や集会施設の整備、地域文化への支援など、活力ある地域づくりに対して助成事業を行っています。

第17区では、このコミュニティ助成事業により山車の整備を行いました。

このように宝くじの収益金は、身近な地域コミュニティ活動の発展に活用されています。



◀整備した笹森稻荷神社祭事用の山車「宮本の小屋台(花屋台)」

## 善意の紹介

●黒澤きよ子さん(善慶寺)  
町図書館や町内の小中学校、認定こども園、保育所の蔵書として「童話集 大地の狂詩曲」10冊を寄贈されました。

善意に深く感謝し、広く皆さんにお知らせします。



## 秋の全国交通安全運動

■総務課庶務係 ☎(74) 3131

秋の全国交通安全運動が9月21日から30日まで実施されました。

町交通対策協議会は、福島セブンイレブン前交差点や金井交差点で運動の周知や安全運転呼び掛けたり、高齢者交通安全教室では反射材などを配布し交通安全に対する意識向上に取り組みました。

28日には、小幡小学校の6年生による鼓笛隊が交通安全パレードを実施し、地域の皆さんに交通安全の順守を呼び掛けました。



桜並木を行進する小幡小・鼓笛隊の皆さん

## 「自転車」も交通ルールを守りましょう！



自転車は、車両です。

- ▶信号や一時停止標識に従う
  - ▶夜間はライトを点灯する
  - ▶車道の左側通行が原則。右側通行は禁止
- ※例外的に歩道を通行する時は、歩行者優先で、車道寄りを徐行しましょう。



POINT!

自転車が歩道を通行できるのは

- ①「通行可」の標識や道路標示がある場合
- ②13歳未満、70歳以上、身体に障がいのある人が運転する場合
- ③交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなど車道通行が危険でやむを得ない場合

